

第3 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

[参考]

| | | |
|-----------|----------------------------|---------|
| 政令第8条 | 耐火構造の床又は壁で区画されている場合の取扱い | 第3-1図参照 |
| 政令第9条 | 複合用途防火対象物への適用範囲の取扱い | 第3-2図参照 |
| 政令第9条の2 | 特定防火対象物の地階と地下街が一体となる場合の取扱い | 第3-3図参照 |
| 政令第19条第2項 | 屋外消火栓の基準を適用する場合の取扱い | |
| 政令第27条第2項 | 消防用水の設置基準を適用する場合の取扱い | 第3-4図参照 |

※棟とは原則として独立した一の建築物又は建築物が相互に接続されて一となつたものをいう。

| | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|---------------|----------------|---------------|----------------|--|--|--|---|
| 第3-1図 | <p>建物 (平面図)</p> <p>A B</p> <p>開口部のない耐火構造の壁</p> | <p>開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている場合は、別の防火対象物とみなす。</p> <p>すなわち、A部分とB部分ごとにそれぞれ消防用設備等の設置の要否を判定する。</p> | | | | | | | | |
| 第3-2図 | <table border="1"> <tr> <td>事務所 (15)項</td> <td>飲食店 (3)項口</td> <td>キヤバレー (2)項イ</td> <td>パチンコ (2)項口</td> </tr> <tr> <td>キヤバレー (2)項イ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 事務所 (15)項 | 飲食店 (3)項口 | キヤバレー (2)項イ | パチンコ (2)項口 | キヤバレー (2)項イ | | | | <p>種々の用途が1つの建物に入っている複合用途防火対象物（雜居ビル）は、原則として、各用途部分ごとに適用する。</p> <p>ただし、一部の設備は、用途に関係なく全体の規模で適用する。</p> |
| 事務所 (15)項 | 飲食店 (3)項口 | キヤバレー (2)項イ | パチンコ (2)項口 | | | | | | | |
| キヤバレー (2)項イ | | | | | | | | | | |
| 第3-3図 | <p>特定防火対象物</p> <p>(地階) 地下街</p> | <p>特定防火対象物の地階で、地下街と一体となすものは、消防長又は消防署長の指定により、一部の設備は地下街の部分とみなされる。</p> <p>※判定基準 ⇒ 昭和50年3月11日付け消防安第32号</p> | | | | | | | | |
| 第3-4図 | <p>A棟 B棟</p> <p>同一敷地</p> | <p>同一敷地内に2棟以上の建築物があっても棟単位で消防用設備等の設置の要否を判定する。</p> <p>すなわち、A棟はA棟だけで B棟はB棟だけで判定する。</p> <p>ただし、屋外消火栓設備及び消防用水については棟間の距離によって1棟とみなす場合がある。</p> | | | | | | | | |

2 渡り廊下等による消防用設備等の設置単位

建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）により接続されている場合は、原則として1棟であるが、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）のとおり、次に示す(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、消防用設備等の設置にあたっては、別棟として取り扱うことができる。（渡り廊下により接続されている場合は、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。）

(1) 渡り廊下

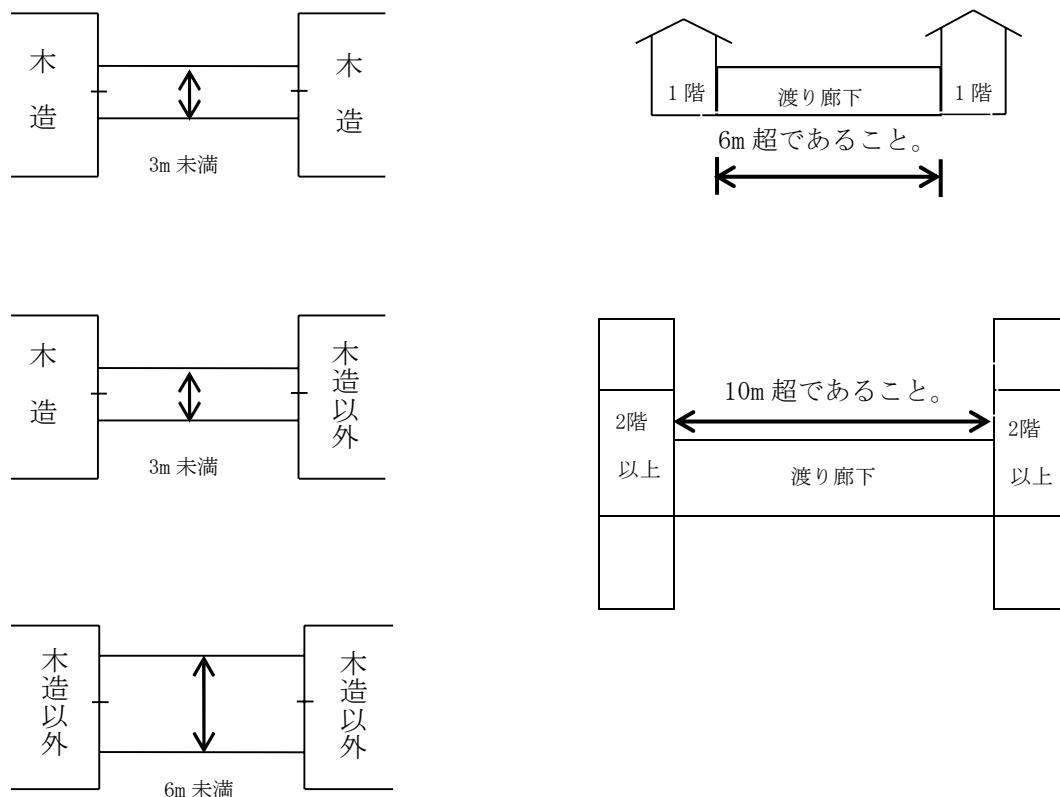
建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合。

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第3-5図参照）

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。（第3-5図参照）

ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、この限りでない。



第3-5図

(ア) 建築物側の条件

接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次のa又はbによること。

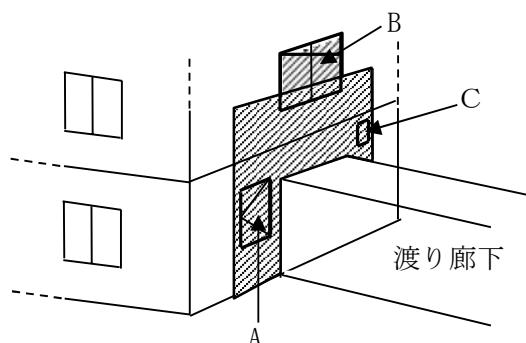
- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
- b a以外のものについては、防火構造の扉その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は政令第12条第2項の基準の例によること。

(イ) 開口部の条件

前（ア）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4m²以内の開口部で特定防火設備又は防火設備が設けられている場合（換気口は防火ダンパーが設けられている場合に限る。）にあっては、この限りでない。（第3-6図参照）

※ 面積4m²以内の開口部とは、第3-6図のように開口部（A+B+C）の合計は4m²以下であること。



第3-6図

・■は接続部分から3m以内の距離にある部分の開口部

(ウ) 渡り廊下の条件

渡り廊下については、次のa又はbによること。

- a 吹き抜け等の開放式であること。

※ 開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合すること。

① 建築物相互の距離が1m以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の2分の1又は1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

② 建築物相互の距離が1m以上であり、かつ、廊下の片側の上部が天井高の2分の1又は1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの。

- b 吹き抜け等の開放式以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

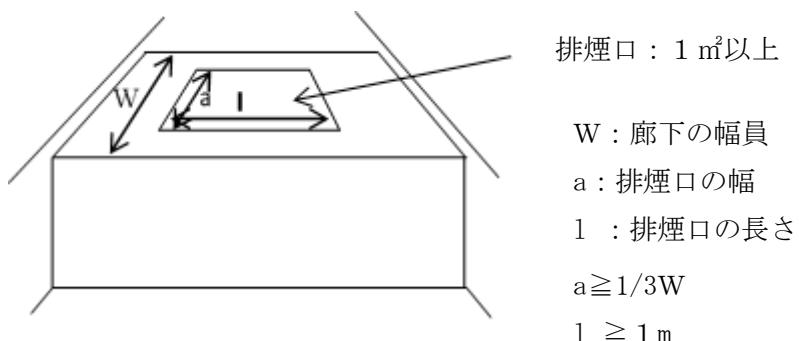
(b) 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも 4 m^2 以下であり、当該部分は防火設備で隨時開くことのできる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

なお、防火設備にシャッターを用いる場合は、建基政令第 112 条第 14 項及び昭和 48 年建設省告示第 2563 号、同 2564 号に規定する危害防止装置付きシャッターとし、さらに当該シャッター以外による渡り廊下内からの避難経路を確保すること。

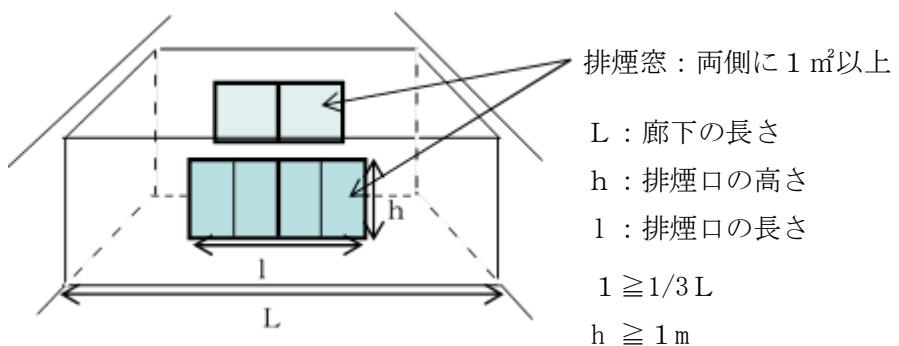
(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあってはこの限りでない。

① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

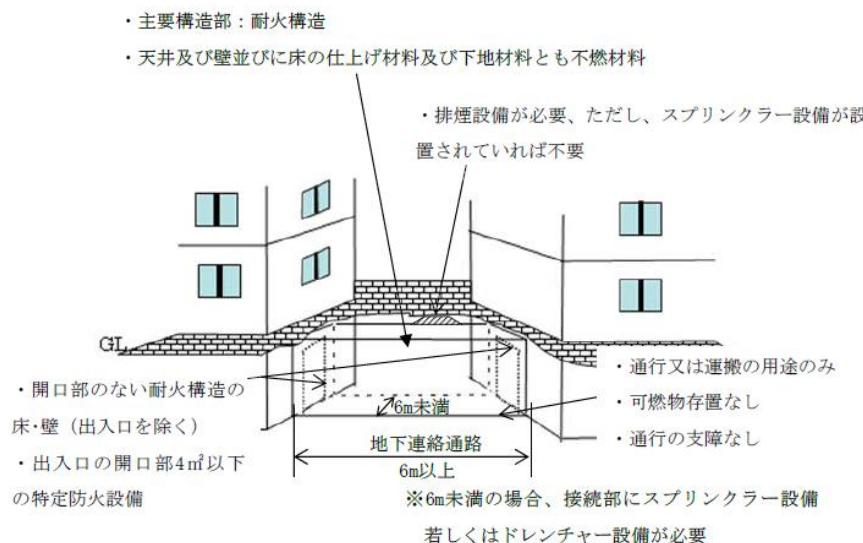
・屋根又は天井に設ける場合



・外壁に設ける場合

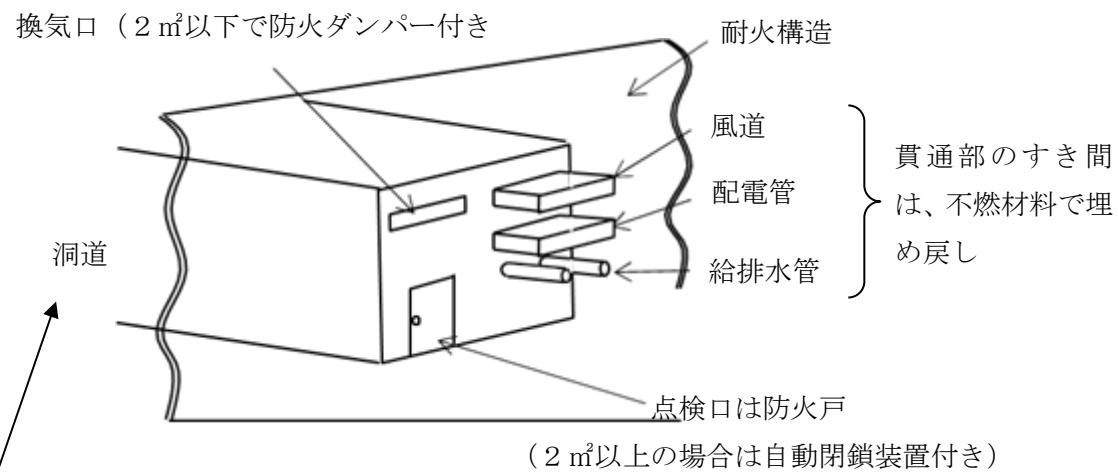


- ② 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあっては非常電源が附置されていること。
- (2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合。
- ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。
 - イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。
 - ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
 - エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
 - オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - カ 前才の出入口の開口部の面積は4m²以下であること。
 - キ 前才の出入口には、特定防火設備で隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
 - ク 地下連絡路には、前(1)、ウ、(ウ)、b、(c)、②により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。



(3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合する場合

- ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので 2m^2 以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- イ 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が 2m^2 以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
- オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。



- ・耐火構造又は防火構造
- ・内部の仕上げ材料及び下地材料とも不燃材